

第1条（本個別約款の適用）	2
第2条（基本約款と本個別約款との関係）	2
第3条（定義）	2
第2章 サービス概要	4
第4条（本サービスの内容）	4
第5条（通信速度）	4
第6条（サービス提供区域）	4
第3章 加入契約	4
第7条（契約の単位）	4
第8条（最低利用期間）	4
第9条（IP アドレス）	5
第10条（契約者識別番号）	5
第4章 利用制限及び利用停止	5
第11条（利用制限）	5
第12条（利用停止）	6
第5章 通信及び端末機器	7
第13条（インターネット接続サービスの利用）	7
第14条（通信の条件）	7
第15条（端末機器）	8
第6章 料金等	8
第16条（料金等）	8
第17条（基本使用料の支払義務）	8
第18条（契約解除料の支払義務）	9
第19条（手続に係る料金の支払義務）	9
第20条（電話ユニバーサルサービス料等の支払義務）	9
第21条（ID 及び設定情報の削除）	9
第7章 通信の秘密	10
第22条（通信の秘密）	10
第8章 責任範囲	10
第23条（会員の維持責任）	10
第24条（利用に係る会員の義務）	11
第25条（SIM カード利用に係る会員の義務）	11
第26条（サービス品質等の保証）	11
第27条（損害賠償の範囲）	12

第1章 総則

第1条（本個別約款の適用）

この個別契約約款（以下「本個別約款」といいます。）は、株式会社イージェーワークス（以下「当社」といいます。）が提供するモバイルルーターサービス（以下「本サービス」といいます。）を、スマートライフメンバーズクラブ会員（以下「会員」といいます。）が利用する一切に適用します。

第2条（基本約款と本個別約款との関係）

- 1 本個別約款は、スマートライフメンバーズクラブ イージェーワークス基本契約約款（以下「基本約款」といいます。）に基づきます。
- 2 本個別約款に定めのない事項については、基本約款に記載の条項を適用するものとします。
- 3 基本約款の定めと本個別約款の定めが異なる場合は、特別の定めがない限り、本個別約款が優先するものとします。

第3条（定義）

本個別約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (2) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (3) 「電気通信事業者」とは、電気通信事業法第9条（電気通信事業の登録）の登録を受けた者又は電気通信事業法第16条（電気通信事業の届出）第1項の届出を行った者をいいます。
- (4) 「携帯電話事業者」とは、当社と無線データ通信等の提供に係る相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者（株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社）をいいます。
- (5) 「SIM カード」とは、契約者情報を記憶させることができる IC カードをいいます。
- (6) 「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。

- (7) 「端末設備」とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものをいいます。
- (8) 「自営電気通信設備」とは、電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のものをいいます。
- (9) 「無線基地局設備」とは、無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備をいいます。
- (10) 「加入契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (11) 「契約者回線」とは、加入契約に基づいて、無線基地局設備と会員が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線をいいます。
- (12) 「協定事業者」とは、当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいいます。
- (13) 「本サービス契約」とは、当社と会員との間で締結する本サービスの利用に係る契約をいいます。
- (14) 「本サービス取扱所」とは、次に掲げる事業所をいいます。
- ア 本サービスに係る業務を行う当社の事業所
- イ 当社の委託により本サービスに係る契約事務を行う者の事業所
- (15) 「契約者識別番号」とは、電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせをいいます。
- (16) 「電話ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法第 7 条（基礎的電気通信役務の提供）の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められた電話ユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号（当社が定めるものであって SIM カードに設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該会員から当該額を徴収するものとします。
- (17) 「電話リレーサービス料」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律により定められた電話リレーサービス提供の確保のために必要な負担金をいい、当社は、その使用している電話番号の数に比例した額について当該会員から当該額を徴収するものとします。
- (18) 「ブロードバンドユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法第 7 条（基礎的電気通信役務の提供）の規定により、国民生活に不可欠な基盤としてあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたブロードバ

ンドサービス（高速度データ伝送役務）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号の数に比例した額について、当該額が発生する月に限り、当該会員から当該額を徴収するものとします。なお、徴収を行う月および具体的な金額については、あらかじめ当社ポータルサイト等において通知するものとします。

第2章 サービス概要

第4条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次の表のとおりです。

内容
当社が無線基地局設備とモバイルルーター（その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に、電気通信回線を設定して提供するモバイルルーターサービス

第5条（通信速度）

本サービスにおける最大通信速度は理論上の最高値であり、通信状況や会員が使用する端末機器等により、実際に利用可能な通信速度が低下するものであることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。

第6条（サービス提供区域）

- 1 本サービスの通信は、日本国内又はその移動無線装置が別途定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 前項の区域内に該当する場合でも、携帯電話事業者の電波状況により通信を行うことができず、本サービスを利用できない場合があることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

第3章 加入契約

第7条（契約の単位）

当社は、本サービスを提供するに当たり、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の加入契約を締結します。

第8条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、利用プランにより異なります。

第9条 (IPアドレス)

- 1 当社は、会員が本サービス契約において使用する IP アドレスを指定します。
- 2 会員は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

第10条 (契約者識別番号)

- 1 当社は、本サービスの契約者識別番号を、1 の契約者回線ごとに定めることとします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者識別番号を変更することがあります。

第4章 利用制限及び利用停止

第11条 (利用制限)

- 1 当社又は協定事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合は、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の表に掲げる機関が使用している契約者回線（当社又は協定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を停止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を停止する措置を含みます。）をとることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社、通信社、放送事業者等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

- 2 前項による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又は本サービスの円滑な提供を図るため、当社は、会員に事前に通知することなく、次の各号に掲げる通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること
 - (2) 契約者回線を当社が別途定める一定時間以上継続して保留し、当社又は協定事業者の電気通信設備を占有する場合、その他のその通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること

- (3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社又は協定事業者が認めた場合に、その契約者回線からの通信の利用を制限すること
 - (4) 会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること
 - (5) 事由の如何を問わず提携事業者から連絡があった場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること又はその通信を切断すること
 - (6) ネットワーク品質の維持及び公正な電波利用の観点から、会員が違法ダウンロード等の不正利用又は著しくネットワークを占有するレベルの大容量通信を行った場合、該当の契約回線に対し通信速度を概ね 384kbps に制限すること
 - (7) 海外での利用については、利用プランによって異なり、手続を要しない場合、又は事前に申込みが必要となる場合等があります。海外で利用するときは、日本時間の 0 時 00 分から 23 時 59 分までを 1 日とし、該当プランの容量まで LTE 通信を利用できます。容量超過後は 128kbps まで通信速度が制限され、通信速度制限は日本時間の翌日 0 時 00 分に解除されます。1 日の利用量が該当プランの容量上限未満の利用日であっても、翌日への容量繰越はできません。
- 3 当社は、前項の規定による利用制限のほか、データ通信モードによる通信に関して、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を停止する処置をとることがあります。
 - 4 当社は、前二項の規定による利用制限のほか、本サービスの円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社又は提供事業者が別途定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。
 - 5 当社は、前三項の規定による利用制限のほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき、当社又は提供事業者が提供を受けたインターネット接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。
 - 6 当社は、前四項の規定による利用制限のほか、会員の通信について、当社又は提供事業者が別途定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。

第 12 条（利用停止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止できるものとします。

- (1) 当社、携帯電話事業者又は協定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 当社、携帯電話事業者又は協定事業者が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - (3) 携帯電話事業者又は協定事業者が通信利用を制限するとき
 - (4) 前条（利用制限）の規定により、本サービスの利用の制限を行っているとき
 - (5) その他当社が必要と判断したとき
- 2 前項各号に規定する場合のほか、当社又は協定事業者は、1 の契約について、その月における本サービスの利用が著しく増加し、料金その他の債務の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に本サービスの利用を停止できるものとします。
 - 3 当社は、前二項に規定する利用停止により発生した会員又は他者の損害について、債務不履行責任や不法行為責任を含む一切の法律上の損害賠償責任を負わないものとします。

第 5 章 通信及び端末機器

第 13 条（インターネット接続サービスの利用）

- 1 会員は、インターネット接続サービス（本サービスに係る電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。）を利用することができます。
- 2 当社は、会員の本サービス経路による他ネットの利用に関し、いかなる責任も負わないものとします。
- 3 会員の本サービス経路による他ネットの利用においても、基本約款第 26 条（自己責任の原則）が適用されるものとします。

第 14 条（通信の条件）

- 1 日本国内通信のサービス提供区域については、携帯電話事業者、その他 MVNE 事業者が提供するエリアに準じるものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 技術上その他のやむを得ない事由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項に規定する区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 3 本サービスに係る通信は、当社が別途定める内容に準拠するものとします。ただし、当社は伝送速度を保証するものではありません。

- 4 本サービスに係る伝送速度は、通信状況、通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 会員は、一つの料金契約において、同時に二つ以上の移動無線装置に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本個別約款に特段の定めがある場合には、その定めによります。
- 6 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（端末機器）

- 1 会員は、端末機器を、電気通信事業法及び電波法関係法令が定める技術仕様に適合するように維持するものとします。
- 2 本サービスの設備等に係る第一種電気通信事業者その他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員が利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償額の合計は、当社が係る電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者その他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、かつ、会員に現実に発生した通常損害に限り損害の賠償請求に応じるものとします。
- 3 前項において、損害賠償の対象となる会員が複数ある場合、会員に対する損害賠償額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えると時の各会員への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を前項により算出された各会員に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

第 6 章 料金等

第 16 条（料金等）

- 1 本サービスの利用料金その他詳細は、料金表又は当社 Web サイトに定めるとおりとします。
- 2 月額基本料は、当社が契約者回線の提供を開始した日が属する月から請求します。

第 17 条（基本使用料の支払義務）

- 1 会員は、加入契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日が属する月の初日から契約が終了した日が属する月の末日までの期間について、料金表に規定する料金を支払うものとします。ただし、本個別約款又は料金表に別段の定めがある場合は、この限りではありません。
- 2 前項に規定する期間において、次の各号に掲げる事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合の料金の支払は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) 利用の一時停止をしたときは、会員は、その期間中の料金の支払を要します。

- (2) 利用停止があったときは、会員は、その期間中の支払を要します。
- (3) その他本サービスを利用できなかったとき、会員は、その期間中の料金の支払を要します。ただし、次の表の左欄に該当する場合は、右欄に規定する料金の支払を要しません。

区別	支払を要しない料金
会員の責めによらない事由により、本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

第 18 条（契約解除料の支払義務）

会員は、契約更新期間以外の日に解約を行った場合、料金表に規定する料金を支払うものとしします。

第 19 条（手続に係る料金の支払義務）

会員は、本サービスの加入契約申込み又は手続を要する請求をし、当社に承諾された場合は、料金表に規定する手続に関する料金を支払うものとしします。ただし、その手続の着手前にその契約の解約又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。

このとき、既にその料金が支払われているときは、その料金を返還します。

第 20 条（電話ユニバーサルサービス料等の支払義務）

会員は、料金表に規定する電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料を支払うものとしします。

第 21 条（ID 及び設定情報の削除）

- 1 当社は、本サービスの運営及び保守管理上の必要性が高い情報、又は基本約款第 24 条（禁止事項）若しくは基本約款第 25 条（著作権等）に抵触する、若しくはそのおそれがある情報について、会員に対して事前に通知することなく、当該データを公開停止又は削除することがあります。
- 2 当社は、会員に対して提供する本サービスについて、次に掲げる場合に、ID 及び設定情報（以下「ID 等」と総称します。）を削除し、会員は、係る削除が行われることをあらかじめ了承するものとしします。
基本約款第 9 条（当社が行う解約）及び基本約款第 10 条（会員が行う解約）による解約が成立した日を経過した後、当社任意の時期に、ID 等を削除します。
- 3 前各項よる削除実施後、ID 等の復旧はできません。

- 4 当社は、第 1 項及び第 2 項に基づく ID 等の削除によって、会員又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第 7 章 通信の秘密

第 22 条（通信の秘密）

- 1 当社は、本サービスの提供により取り扱う会員の通信の秘密について、電気通信事業法第 4 条（秘密の保護）及び電波法第 59 条（秘密の保護）に基づき保護します。
- 2 当社は、本サービスの提供に必要な範囲でのみ会員の通信に関する情報を使用又は保存し、第三者に対して開示することはありません。
- 3 当社は、刑事訴訟法第 218 条その他の同法又は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分、その他の裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、該当する処分、命令の定める範囲で、前項に規定する守秘義務を負わないものとします。
- 4 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 5 条（発信者情報の開示請求）第 1 項による開示請求があった場合、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、請求の範囲内で情報を開示することがあります。
- 5 当社は、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟が策定した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」による照会、又は「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」による開示請求があった場合、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、照会又は請求の範囲内で情報を開示することがあります。
- 6 当社は、会員が基本約款第 24 条（禁止事項）のいずれかに該当する禁止行為を行ったことにより、本サービスの提供が妨害され、当社がこれを解決するための正当な業務を行う緊急性が高いと判断する場合には、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、本サービスの提供を正常に継続するために必要な範囲内でのみ、会員の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に対して提供することができるものとします。

第 8 章 責任範囲

第 23 条（会員の維持責任）

- 1 会員は、端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則で定める技術基準及び当社が総務大臣の登録を受けて定める IP 通信網サービスに係る端末設備等を、接続の技術的条件に適合するよう維持するものとします。

- 2 前項のほか、会員は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持するものとします。

第 24 条（利用に係る会員の義務）

会員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 端末設備又は自営電気通信設備を取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のための必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末設備若しくは自営電気通信設備又は USIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと、法令に反しないこと、又は他人の権利利益を害する態様 でインターネット接続機能を利用しないこと。

第 25 条（SIM カード利用に係る会員の義務）

- 1 会員は、SIM カードを、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- 2 会員は、SIM カードを紛失（盗難による紛失を含みます。）、故障又は破損した場合、当社所定の方法により再発行を受けるものとします。この場合、会員は、料金表で定める SIM カード発行手数料を支払うものとします。ただし、当該 SIM カードの紛失、故障又は破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合には、無償で交換します。
- 3 会員は、SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないものとします。

第 26 条（サービス品質等の保証）

- 1 本サービスは、携帯電話事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳した場合、電波状況が著しく悪化した場合、その他携帯電話事業者の定めに基づき通信の全部又は一部の接続ができない場合又は接続中の通信が切断される場合があり、これらによって会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2 前項のほか、当社は、本サービスに係る通信の可用性、遅延時間その他の通信の品質について保証するものではありません。
- 3 SIM カードや端末機器等の自然の消耗若しくは劣化又は性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれその他類似の事由又は自然発熱によって会

員又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 27 条（損害賠償の範囲）

- 1 当社は、会員が当社の責めに帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、別段の定めがあるときを除き、当社が当該会員の利用不能を知った時から起算して 48 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 料金月の基本料金の 30 分の 1 に利用不能日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、会員に現実に生じた通常の損害の賠償請求に応じます。ただし、当社の故意又は重大な過失があるときは、この限りではありません。
- 2 当社は、いかなる責任法理に基づくものであっても、一切の特別損害に関する賠償責任を負わないものとします。
- 3 本サービスの設備等に係る第一種電気通信事業者その他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員が利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償額の合計は、当社が係る電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者その他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、かつ、会員に現実に発生した通常損害に限り損害の賠償請求に応じるものとします。
- 4 前項において、損害賠償の対象となる会員が複数ある場合、会員に対する損害賠償額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときの各会員への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第 1 項により算出された各会員に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

2017 年 8 月 28 日施行

2017 年 9 月 19 日改訂

2018 年 1 月 4 日改訂

2018 年 2 月 28 日改訂

2018 年 3 月 19 日改訂

2019 年 3 月 19 日改訂

2019 年 8 月 1 日改訂

2020 年 4 月 21 日改訂

2021 年 9 月 1 日改訂

2022 年 6 月 1 日改訂

2025 年 1 月 1 日改訂

2026 年 3 月 1 日改訂